

【 令 和 7 ・ 8 年 度 】
嘉 手 納 町 建 設 工 事
入 札 参 加 資 格 審 査
申 請 書 提 出 要 領

【お問合せ先】

住 所 : 嘉手納町役場 3 階 都市建設課
住 所 : 〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588
電 話 番 号 : 098-956-1111(内線 335・339)
F A X : 098-956-9508
ホームページ : <http://www.town.kadena.okinawa.jp/>
メールアドレス : kanri@town.kadena.okinawa.jp

1. 申請の方法

(1) 受付期間

令和7年2月3日(月曜日)から令和7年2月28日(金曜日)

(2) 提出方法

郵送のみ (令和7年2月28日 消印有効)

※窓口での提出はできません。

※入札参加資格審査の提出要領及び申請書等様式につきましては、窓口配布は行いませんので、嘉手納町ホームページより取得して下さい。

(3) 提出書類一覧表

提出書類は下記のとおりです。

●提出書類一覧表

No	提出書類	備考
1	令和7・8年度 嘉手納町建設工事入札参加資格審査申請書 (第1号様式) ※又は建設工事入札参加資格審査申請書 (県1号様式)	<u>必ず代表者印を押印すること</u>
2	令和7・8年度 嘉手納町建設工事入札参加資格審査申請書 (第2号様式) ※又は沖縄県建設工事入札参加資格審査電算入力票 (県2号様式)	様式中の「入札参加申請業種」については、嘉手納町において希望する業種を記入すること
3	技術職員有資格者名簿 (第3号様式) ※又は技術職員有資格者名簿 (県3号様式)	土木・建築・電気・管・舗装を申請する者で、別表資格区分に該当するもののみ記載し提出 令和6年12月1日現在で在籍する常勤の技術者を記載 <u>※県内業者のみ提出</u>

No	提出書類	備考
4	経営事項審査結果通知書の写し	審査基準日が令和 5 年 7 月 1 日以降のもの
5	建設業許可通知書	許可証明書の写しでも可
6	登記簿謄本(写しでも可)	個人業者の場合は代表者身分証明書
7	印鑑証明書	※写しでも可
8	建設業労働災害防止協会加入証明書	※写しでも可
9	建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し	経営事項審査結果通知書にて確認できない場合のみ提出
10	本社所在市町村の市町村税納税証明書「業者名義で支払う税（特別徴収税を除く）」 ※直前 2 期分	納税証明書「滞納税額がないことの証明書」写しでも可 ※ <u>県内業者のみ</u>
11	県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税) (業者名義で支払う税) ※直前 2 期分	納税証明書「滞納税額がないことの証明書」写しでも可
12	国税納税証明書(法人税又は申告所得税) 及び(消費税及び地方消費税)	納税証明書「滞納税額がないことの証明書」写しでも可
13	No. 3「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し又は免状の写し	
14	雇用保険加入証明書、労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの (写しでも可)	経営事項審査結果通知書にて確認できない場合のみ提出

No	提出書類	備考
15	健康保険、厚生年金保険加入証明書または 社会保険料納入確認書の写し	経営事項審査結果通知書に て確認できない場合のみ提 出
16	工事経歴書	直近 <u>2年度分</u> （令和5年度・ <u>6年度分</u> ）を記載。 ※様式の指定無し
17	営業所等設置届出書（ <u>嘉手納町内に本店、支 店、営業所等がある場合のみ</u> ） <u>町様式あり</u>	本様式はフラットファイル に綴らず提出すること
18	110 円切手を貼り、返信先の宛名を記入し た返信用封筒（合計 2枚）	・受付表送付用（1枚） ・合格通知書送付用（1枚） 合計 2枚

※ 各種証明書の写しは令和6年9月1日以降のものとする。

※ No. 1～3の様式については、県様式を編集、流用できる方は宛名等を修正して提出して下さい。（県に提出した書類の写しではありません）
県様式を編集、流用が出来ない方は嘉手納町ホームページ内の様式を使用して下さい。

※ No. 17 営業所等設置届出書の様式については、嘉手納町ホームページ内の様式を使用して下さい。

（4）申請書類の提出方法

- ① 申請書類は、青色のA4ファイル（紙製の物）に綴って下さい。
- ② 表紙と背表紙に、「令和7年・8年度入札参加資格申請書（建設）」・商号（会社名）を記載して下さい。
- ③ 前記（3）提出書類一覧表に付されている番号順に、インデックスに番号を付けてください。
- ④ ③のインデックスは、必ず、しきり紙（間紙）にインデックスを貼付してください。
- ⑤ 提出書類一覧表の No. 17 営業所等設置届出書、No. 18 返信用封筒についてはファイルには綴らずに提出をお願いします。

(5) 提出部数

1部

(6) 結果の通知

書類一式を受付する際、「令和7年・8年度入札参加資格申請書受付票」を発行いたします。

受付後、町にて提出書類一式を確認した後、既に提出した書類に不備がなければ、本町の入札参加適格合格通知書を発行いたします。

(7) 申請書提出後の変更届

入札参加資格審査申請後、次の事項に変更等があった場合は速やかに変更届出書(町様式を使用)1部を提出して下さい。

※業者控えの受付を希望する方は、控え用と判別出来る様、「控え」等の表記をして下さい。また、返信封筒に宛先を明記の上、切手を貼付し同封して下さい。

●届出を要する変更事項一覧表

※必ず変更届出書(町様式)を添付してください。

変更事項	添付(確認)書類
許可の変更	建設業許可通知書(写し)
商号変更	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
所在地	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
代表者	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
電話番号及びファックス番号	変更届出書(県3号様式)だけでよい。
組織変更	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
経審基準日	経営事項審査結果通知書(県知事印が押印されたものの写し)
入札参加資格継承申請	建設工事入札参加資格継承書(県第4号様式)及び 商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
個人業者から法人業者への変更(代表者が変わらない場合)	商業登記簿(写しでも可)

2. 建設工事入札参加資格申請要件等

(1) 建設工事入札参加資格申請要件

次の各項目を全て満たしていることが入札参加資格審査の申請要件です。

- ① 社会保険に加入していること
(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く)
- ② 雇用保険に加入していること
(従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く)
- ③ 建設業労働災害防止協会に加入していること
(加入免除されている業種を除く)

※【免除業種】

タイル工事、板金工事、内装工事(防音工事を除く)、建具工事(屋外で施工する工事を除く)、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事

- ④ 建設業退職金共済制度に加入していること
- ⑤ 申請する業種について、建設業許可を受けている者であること
- ⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑦ 申請する業種について、有効な総合評定値の通知を受けている者。但し、指定範囲内に審査基準日が複数ある場合には直近のものを審査基準とする。
- ⑧ 営業を開始して1年以上の者であること。
- ⑨ 申請する業種について、⑦の結果通知書における年間平均(2年又は3年)完成工事高があること。ただし、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業については、年間平均(2年又は3年)完成高工事が500万円以上であること。
- ⑩ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑪ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑫ 嘉手納町暴力団排除条例(平成23年嘉手納町条例第9号)第2条第2項に規

定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 留意事項

- ① 入札参加資格審査を申請した者が次のアからウに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ 審査の為の実態調査に応じなかったとき。
 - ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- ② 名簿登録の有効期間は登録の日から令和9年3月31日までとします。
- ③ 令和9・10年度の新規受付は令和9年2月を予定しています。

別表資格区分表

業種	区分	コード	資格名
土木	1 級技術者	111	1 級建設機械施工技士
		113	1 級土木施工管理技士
	2 級技術者	212	2 級建設機械施工技士
		214	2 級土木施工管理技士(土木)
	技術士(土木)	709	技術士：建設部門
		712	技術士：農業部門
		713	技術士：森林部門
714		技術士：水産部門	
建築	1 級技術者	120	1 級建築施工管理技士
		137	1 級建築士
	2 級技術者	221	2 級建築施工管理技士(建築)
		238	2 級建築士
	積算士	076	建築積算士 (建築コスト管理士含む)
電気	1 級技術者	127	1 級電気工事施工管理技士
	2 級技術者	228	2 級電気工事施工管理技士
		155	第一種電気工事士
管	1 級技術者	129	1 級管工事施工管理技士
	2 級技術者	230	2 級管工事施工管理技士
ほ装	1 級技術者	111	1 級建設機械施工技士
		113	1 級土木施工管理技士
	2 級技術者	212	2 級建設機械施工技士
		214	2 級土木施工管理技士 (土木)